

日本ライフセービング協会

ラッシュベストに関する規程

1. この規程は、日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）ライフセービング競技規則 2016 年版第 2 章 8. 服装等「(3) オーシャン競技サーフ種目に出場する競技者およびハンドラーは、本協会から指定されたラッシュベストを着用しなければならない（ラッシュベストに関する規定参照）。」に基づき、ラッシュベストに関する必要な事項を定める。
2. ラッシュベストは、以下の基準を満たさなければならない。ラッシュベストの形状（身体を覆う範囲）は次の通りとする。
 - ① 肩から腰までとする。ただし、肩を覆うことはできない。
 - ② ベスト（チョッキ）の形状とする。なお、Tシャツの形状は不可とする。
3. ラッシュベストの素材および構造は次の通りとする。
 - ① 素材は繊維のみとする。
 - ② 繊維でないもの、また透過性のないものは認められない。
 - ③ ジッパーや他の身体を締め付けるものは使用してはならない。
 - ④ 浮力、鎮痛作用、化学・医学的刺激、他の外部からの刺激または作用のあるラッシュベストは認められない。
 - ⑤ ラッシュベストの素材には、物を貼り付けてはならない（ただし、メーカーのロゴマークやクラブ名などを除く）。
 - ⑥ 色は視認性の高いピンク色、オレンジ色、黄色、緑色、赤色とする。
 - ⑦ ラッシュベストにつけてもよい標記については、以下のものとする。
 - (ア) 自分の氏名・所属クラブ名の名称
 - (イ) 水着・ウェア等のメーカーロゴ、マーク
 - (ウ) 標記の大きさについては、全てを脇下から裾までの範囲に 160 cm²以内に 1 箇所収めることとし、前面、後面にそれぞれ 1 か所までとする。
 - ⑧ 本協会標章が取り付けられていること。
4. ラッシュベストの使用については次の通りとする。
 - ① 本協会が公認したラッシュベストを着用すること。
 - ② 競技者は、該当する競技会および大会以外の大会ロゴや大会スポンサー名など、その競技会や大会に適さない標記のあるものを着用してはならない。
5. 本規程の改廃は、本協会競技運営・審判委員会の議決による。

附 則

本規程は 2014 年 3 月 17 日より施行する。

改正（第 1 号）は 2018 年 3 月 15 日より施行する。